

行政事業レビューシート (国土交通省)

予算事業名	航空機の運航に関する経費		事業開始年度	昭和23年度	作成責任者												
担当部局	海上保安庁装備技術部		担当課室	航空機課	課長 長谷川義明												
会計区分	一般会計		上位政策	安全で安心できる交通の確保、治安・生活安全の確保 (船舶交通の安全と海上の治安確保)													
根拠法令 (具体的な 条項も記載)	海上保安庁法第5条第1項第27号		関係する計画、通知等	-													
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	法令の海上における励行、海難救助、海洋汚染等の防止、海上における犯罪の予防及び鎮圧、海上における犯人の捜査及び逮捕、海上における船舶交通に関する規制、水路、航路標識に関する事務その他海上の安全の確保に関する事務並びにこれらに附随する事項に関する事務を適確に行い、海上の安全及び治安の確保を図るものである。																
事業概要 (5行程度以内。別添可)	<p>海上保安庁は、海難救助、犯罪の予防及び鎮圧、海上防災、海上交通安全、海洋汚染防止等に係る業務を24時間365日行っているが、さらにこのような業務に加え、近年、不審船対応、テロ対策、尖閣諸島等における領海警備、海洋権益の保全に関する業務にも対応することが必要となっている。</p> <p>これら質的・量的に拡大している業務を的確に遂行するためには、そのための重要なアセットである航空機を適正に維持するとともに、運航に必要な燃料を確保することが必要不可欠であるところ、法定整備を始めとする各種整備や修繕を行っているほか、海難救助やしょう戒活動等を実施するための燃料の供給等を行っている。</p> <p>※【参考】海上保安庁法第4条 海上保安庁の船舶及び航空機は、航路標識を維持し、水路測量及び海象観測を行い、海上における治安を維持し、遭難船員に援助を与え、又は海難に際し人命及び財産を保護するのに適当な構造、設備及び性能を有する船舶及び航空機でなければならない。</p>																
実施状況	<p>●年度別整備事業費(航空機73機(飛行機27機、ヘリコプター46機)の運航に必要な燃料費・修繕費等)</p> <p>【19年度】(当初予算)6,757百万円・(補正予算)522百万円 (主要整備事項) 航空機の燃料供給(ジェット燃料2万KL他)、機体整備119件等</p> <p>【20年度】(当初予算)7,155百万円・(補正予算)537百万円 (主要整備事項) 航空機の燃料供給(ジェット燃料2.1万KL他)、機体整備89件等</p> <p>【21年度】(当初予算)7,240百万円・(補正予算)163百万円 (主要整備事項) 航空機の燃料供給(ジェット燃料2万KL他)、機体整備110件等</p>																
予算の状況 (単位:百万円)		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度要求											
	予算額(補正後)	7,279	7,692	7,403	7,146												
	執行額	7,279	7,692	7,391													
	執行率	100.0%	100.0%	99.8%													
	総事業費(執行ベース)	-	-	-													
自己点検	支出先・用途の把握水準・状況	支出先は、契約相手である燃料販売、物品販売、航空機・エンジン等の修繕などの民間事業者等であり、その用途についても当該契約の履行に必要な経費として把握している、また契約の履行内容は検査等により確認を行っている。															
	見直しの余地	本経費については、例えば修繕に関し、職員による点検整備を増やすことで業者による整備間隔を延伸したり、解役が迫った航空機について、法定点検が必要となる所定の飛行時間に達しないよう運用を調整するなどにより、その節減を図っているところであるが、財政上の制約も踏まえ、引き続き節減に努めていく。 調達については、極力会計法等に基づく一般競争入札や公募によっているところであり、今後とも一層の競争性の確保等に取り組んでいく。															
予算・監視の・所見率																	
補記	<table border="1"> <tr> <td>【予算科目】</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・015 船舶交通安全及海上治安対策費</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・10-95 船舶交通安全及び治安対策に必要な経費</td> <td>(21年度予算額)</td> <td>(21年度決算見込額)</td> </tr> <tr> <td>・95014-2123-09-3630 航空機及船舶運航費</td> <td>7,403百万円</td> <td>7,391百万円</td> </tr> </table>					【予算科目】			・015 船舶交通安全及海上治安対策費			・10-95 船舶交通安全及び治安対策に必要な経費	(21年度予算額)	(21年度決算見込額)	・95014-2123-09-3630 航空機及船舶運航費	7,403百万円	7,391百万円
【予算科目】																	
・015 船舶交通安全及海上治安対策費																	
・10-95 船舶交通安全及び治安対策に必要な経費	(21年度予算額)	(21年度決算見込額)															
・95014-2123-09-3630 航空機及船舶運航費	7,403百万円	7,391百万円															

海上保安庁
7,391百万円

○ 航空機の維持管理(燃料購入、物品購入、
法定点検・塩害対策・経年機対策)

【一般競争入札】

A. 民間事業者(24社)
1,497百万円

○ 当庁が発注した調達品の納入

【随意契約】

B. 民間事業者(30社)
626百万円

○ 当庁が発注した調達品の納入

航空機用部品(少額のもの)、航空整備関連

C. 管区海上保安本部等(13機関)
5,268百万円

【一般競争入札】

D. 民間事業者(88社)
2,449百万円

○ 当庁が発注した調達品の納入

航空機用燃料、ファイバースコープ 等

【随意契約】

E. 民間事業者(461社)
2,819百万円

○ 当庁が発注した航空機等の修繕等

航空機機体及び搭載機器の修繕、航空図、

(うち公募による契約24件 673百万円)

【随意契約】

航空機の修繕等については、仕様書や図面に国の行為を秘密にする必要がある事項が含まれており、仮に一般競争入札として公告した場合、性能や機能を記載した仕様書・図面などが公となり、海上保安庁の業務に支障を来すため、会計法、予算決算及び会計令、国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令により、国の行為を秘密にする必要があるものとして、随意契約によっているが、情報の管理とともに、契約時における競争性を確保することも重要なため、国の行為を秘密にする必要がある場合であっても、可能な限り公募による契約を行い、契約時における競争性を確保している。

また、契約金額が少額である場合も同様に随意契約によっているが、なるべく2者以上から見積書を徴し、契約を行っている。

(国の行為を秘密にする必要がある事項)

- 防弾資器材の性能、機能、保管場所等の情報
- 航空機用電子機器(監視レーダー、監視装置)の性能、配置等に関する情報 等

(参考)

「会計法」

第二十九条の三 契約担当官及び支出負担行為担当官(以下「契約担当官等」という。)は、売買、貸借、請負その他の契約を締結する場合においては、第三項及び第四項に規定する場合を除き、公告して申込みをさせることにより競争に付きなければならない。

(中略)

四 契約の性質又は目的が競争を許さない場合、緊急の必要により競争に付することができない場合及び競争に付することが不利と認められる場合においては、政令の定めるところにより、随意契約によるものとする。

五 契約に係る予定価格が少額である場合その他政令で定める場合においては、第一項及び第三項の規定にかかわらず、政令の定めるところにより、指名競争に付し又は随意契約によることができる。

「予算決算及び会計令」

(随意契約によることができる場合)

第九十九条 会計法第二十九条の三第五項の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 国の行為を秘密にする必要があるとき。
- 二 予定価格が二百五十万円を超えない工事又は製造をさせるとき。
- 三 予定価格が百六十万円を超えない財産を買い入れるとき。

(中略)

七 工事又は製造の請負、財産の売買及び物件の賃借以外の契約でその予定価格が百万円を超えないものをするとき。

(見積書の徴取)

第九十九条の六 契約担当官等は、随意契約しようとするときは、なるべく二人以上の者から見積書を徴さなければならない。

「国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令」

第三条

この政令は、国の締結する調達契約であつて、当該調達契約に係る予定価格(中略)が財務大臣の定める区分に応じ財務大臣の定める額以上の額であるものに関する事務について適用する。ただし、次に掲げる調達契約に関する事務については、この限りでない。

(中略)

三 物品等の調達契約(防衛省に関する経費によるものを除く。)又は特定役務の調達契約であつて、当該調達契約に係る国の行為を秘密にする必要があるもの

※ 財務大臣の定める区分に応じ財務大臣の定める額(平成20・21年度の金額)

- 一般物品又は特定役務
1,700万円以上(14,000万円以上の場合は総合評価方式)

資金の流れ
(資金の受け取り先が何を
しているかにつ
いて補足する)
(単位:百万円)

費目・使途
 (「資金の流れ」
 においてブロックごとに最大の金額が支出されている者について記載する。使途と費目の双方で実情が分かるように記載)

A.三井物産エアロスペース(株)			E.富士重工業(株)		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
物品購入費	航空機用部品買入	516	役務費	航空機機体整備	703
役務費	技術情報提供サービス	2			
計		518	計		703
B.三井物産エアロスペース(株)					
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
物品購入費	航空用部品買入	351			
役務費	技術情報提供サービス	1			
計		352	計		
C.第三管区海上保安本部					
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
役務費	航空機機体、搭載機器等の修繕	3,769			
燃料費	航空機用燃料	309			
物品購入費	航空図、整備工具等購入	22			
計		4,100	計		
D.(株)IHI					
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
役務費	航空機エンジン修理	619			
計		619	計		

【別紙】

※支出額は、百万円単位とするため、小数点第1位を四捨五入し、表示している。

A.民間事業者(24社) 1,497百万円		
No.	支出先	金額 (百万円)
1	三井物産エアロスぺース(株)	518
2	新東亜交易(株)	325
3	朝日航洋(株)	128
4	日本エアロスぺース(株)	126
5	ユーロコプタージャパン(株)	118
6	三洋商事(株)	77
7	丸紅エアロスぺース(株)	40
8	MHIEアロエンジンサービス(株)	37
9	タレスジャパン(株)	30
10	伊藤忠アビエーション(株)	27

D.民間事業者(88社) 2,449百万円		
No.	支出先	金額 (百万円)
1	(株)IHI	619
2	川重商事(株)	277
3	(株)沖航燃	229
4	新東亜交易(株)	169
5	三井物産エアロスぺース(株)	129
6	(株)シェル石油	83
7	(株)サンロード	79
8	新日本石油(株)	73
9	マイナミ航空サービス(株)	55
10	(株)JOMOサンエナジー	55

B.民間事業者(30社) 626百万円		
No.	支出先	金額 (百万円)
1	三井物産エアロスぺース(株)	352
2	ユーロコプタージャパン(株)	112
3	朝日航洋(株)	41
4	丸紅エアロスぺース(株)	36
5	MHIEアロエンジンサービス(株)	26
6	新東亜交易(株)	14
7	(株)イスエステー	12
8	伊藤忠アビエーション(株)	11
9	日本エアロスぺース(株)	3
10	双日エアロスぺース(株)	2

E.民間事業者(461社) 2,819百万円		
No.	支出先	金額 (百万円)
1	富士重工業(株)	703
2	(株)ジャムコ	537
3	日本飛行機(株)	390
4	三井物産エアロスぺース(株)	332
5	MHIEアロエンジンサービス(株)	272
6	日本エアロスぺース(株)	94
7	三菱重工業(株)	87
8	タレスジャパン	81
9	ユーロコプタージャパン(株)	71
10	丸紅エアロスぺース(株)	48

C.管区海上保安本部等(13機関) 5,268百万円		
No.	支出先	金額 (百万円)
1	第三管区海上保安本部	4,100
2	第十一管区海上保安本部	357
3	第一管区海上保安本部	147
4	第五管区海上保安本部	129
5	第十管区海上保安本部	123
6	第七管区海上保安本部	95
7	第八管区海上保安本部	81
8	第九管区海上保安本部	77
9	第二管区海上保安本部	70
10	第六管区海上保安本部	39